

釜石市監査委員告示第5号

令和元年9月10日付け釜石市監査委員告示第4号をもって公表した令和元年度定期監査の結果の報告における指摘事項について、市長から措置を講じた旨通知されたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月12日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

## 令和元年度定期監査（上期分）

### （市長からの措置状況報告書）

整理 番号	所管課（機関）名	監査結果 （指摘事項等の内容）	監査結果に基づき 講じた措置
1	環境課	住宅用新エネルギー等導入支援事業補助金において、年度内に事業が完了しない場合に補助金の交付決定を取消しする事例が見られたため、予算を翌年度に繰越して事業期間の延長を図るよう事務処理の適正化を求めた。	令和元年度からは、やむを得ず工期が延長になった場合は、取り消しではなく繰越により処理するものとした。
2	生涯学習文化 スポーツ課	釜石市民ホールの指定管理において、指定管理料の減額変更協定が締結されていたが、協定書に事業費の実績額による精算方式について規定するよう事務処理の適正化を求めた。	令和2年度から、指定管理料のうち事業費に余剰金が生じた場合には返還する旨の規定を協定書又は仕様書に盛り込むこととした。